

●利用者負担の軽減について

利用者負担が過重にならないよう、所得に応じた区分により次の措置が講じられています。

<特定入所者介護サービス費（補足給付）>

介護保険施設入所者等の人で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。

なお、特定入所者介護サービス費の利用には、負担限度額認定を受ける必要がありますのでお住まいの市区町村に申請をしてください。

設定区分	対象者		預貯金額（夫婦の場合）
補足給付の支給対象	第1段階	生活保護を受給している方等	要件なし
		世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収額（※）＋その他の合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収額（※）＋その他の合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収額（※）＋その他の合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	市区町村民税課税世帯		

※非課税年金を含みます。

負担限度額は所得段階、施設の種類の、部屋のタイプによって異なります。

○介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合（日額）

		負担限度額（日額）【】はショートステイの場合			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		300円	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】
居住費	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室的 多床室	550円	550円	1,370円	1,370円
	従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円
	多床室	0円	430円	430円	430円

* 負担限度額認定は入所した月内に申請をしないと入所時より適用されません。

<高額介護サービス費>

月々の利用者負担額（福祉用具購入費や食費・居住費等一部を除く。）の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。

支給を受けるためには、市区町村に申請することが必要です。

設定区分	対象者	負担の上限額（月額）
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円（個人）
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第3段階	市町村民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	24,600円（世帯）
第4段階	①市区町村民税課税世帯～課税所得380万円（年収約770万円）未満 ②課税所得380万円（年収約770万円）～690万円（年収約1,160万円）未満 ③課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	①44,400円（世帯） ②93,000円（世帯） ③140,100円（世帯）

※「世帯」とは住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※第4段階における課税所得による判定は、同一世帯内の65歳以上の方の課税所得により判定します。

<高額医療・高額介護合算制度>

同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険両方に自己負担が生じた場合は、合算後の負担額が軽減されます。決められた限度額（年額）を500円以上超えた場合、医療保険者に申請をすると超えた分が支給されます。

○負担上限額（世帯単位）

		75歳以上	70～74歳	70歳未満
		介護保険+後期高齢者医療	介護保険+被用者保険または国民健康保険	
年収約1,160万円		212万円		
年収約770～約1,160万円		141万円		
年収約370～約770万円		67万円		
～年収約370万円		56万円	60万円	
市町村民税世帯非課税等		31万円	34万円	
市町村民税世帯非課税	本人のみ	19万円		
かつ年金収入80万円以下等	介護利用者が複数	31万円		

